

## 別紙

### 監査報告書の概要

#### 1 監査請求の要旨

平成30年11月1日に環境課内で保管していた現金226,750円の紛失が判明。須賀川警察署において捜査中であるが、公金の適切に管理する上での職員の過失により市に損害を与えたと認められることから、地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、その事実の有無と職員の賠償責任及び賠償額の決定について監査を求められたもの。

#### 2 監査の方法 書類審査、関係者への聴き取り及び紛失現場の調査により実施

#### 3 監査の実施期間 平成31年1月8日（火）から平成31年2月7日（木）まで

#### 4 監査の結果

- (1) 市が損害を被った事実が認められる。
- (2) 賠償請求の対象者及び賠償額

対象者	損害賠償請求額	理由等
環境課長	113,375円 (損害額の50%)	規則及びマニュアルに基づく指定金融機関等への振り込みや公金の管理保管に係る適正な取り扱いをしていないことから、課の総括責任者として相応の責任は免れない。
課長補佐	68,025円 (損害額の30%)	規則及びマニュアルに基づく指定金融機関等への振り込みや公金の管理保管に係る適正な取り扱いをしていないことから、課の総括責任者を補佐する職員として相応の責任は免れない。
担当係長	45,350円 (損害額の20%)	規則及びマニュアルに基づく指定金融機関等への振り込みや公金の管理保管に係る適正な取り扱いをしていないことから、係の責任者として相応の責任は免れない。

※ 実際の請求額は、記載金額に遅延利息（年利5%）を加算した額となる。